

こんな時、どうするの？ オープンキッチンの廃液処理



今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

県北地区の牧場内にオープンキッチンを設置して営業する計画である。オープンキッチンの厨房から出る汚水については、ピットにためて敷地内で営業する飲食店の排水処理施設(浄化槽)に入れて処理できないか検討しているが可能か。オープンキッチンから出る廃液は1日当たり300リットルから600リットルを想定している。

(回答)

浄化槽を所管する市町と協議が必要になります。敷地内に設置している飲食店からの汚水を処理する浄化槽の能力に余裕があれば、市町と協議し既設の浄化槽で処理することは、可能ではないかと思われます。通常、浄化槽を設置する時には、飲食店の規模に合わせた処理能力の人槽を算定しております。現時点で浄化槽の処理能力に余裕があれば、既設の飲食店の汚水とオープンキッチンから排出される汚水の水質は同じレベルと想定できますので、認めてもらえるのではないかと思います。

現在、浄化槽法の所管は市町に移っており、設置した浄化槽の能力を示す書類と新たに設置するオープンキッチンから排出される汚水の根拠となる資料を持参し、市町と協議してください。

先月号でマニフェストのD、E票を紛失したときの対応について回答しましたが、読者の方から行政への報告は必要ないかとの御指摘がありました。マニフェストは廃棄物処理法で5年間の保管義務があり、保管義務がある対象物を紛失したわけですから、行政への報告義務は生じるかもしれませんが、しかしながら、廃棄物処理法には紛失したときの定めはありませんので、紛失したときの対応も含めて、所管行政庁に相談し、報告しておくと思いいます。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(3月10日現在、12件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。